

平成22年度まちなか再生総合プロデュース事業 ～まちなか空間の再生を支援～

ふるさと財団は、昨年度に引き続き「まちなか再生総合プロデュース事業」を実施し、当事業に取り組む市町村を次のとおり募集します。

なお、事業の趣旨、内容等の詳細については「実施要綱」をご参照下さい。

1 趣旨

まちなか再生に取り組む市町村の個々のケースに即して、具体的・実務的ノウハウを有する専門家をコーディネートし、専門家に業務の委託等をする費用の一部を補助することにより、まちなか再生を居住機能・商業機能等総合的な側面から促進し、もって活力と魅力ある地域づくりに寄与する。

※ この事業でいう「まちなか再生」とは、まちなか空間の施設整備・環境改善・維持管理、まちづくり会社の設立、地域資源のプロモーション、交通問題の解決及びまちづくりに要する資金調達等を行うことにより、まちなか空間における定住人口と交流人口の増大を図ることをいいます。

2 事業内容

- (1) 個々のケースに即したまちなか再生支援専門家のコーディネート
- (2) まちなか再生支援専門家との契約に対する費用補助
- (3) 財団で組織したまちなか再生支援協力委員会による事業進捗状況のモニタリングとレビュー

3 補助対象者

市町村

※まちなか再生の主体が、商店街振興組合など市町村とは別の組織であっても、市町村として積極的に取り組む事業を対象とします。従って、市町村が事業の申請を行ってください。

4 補助対象業務

- (1) 市町村がまちなか再生事業の推進を目的として、まちなか再生支援専門家と契約を締結するものであること。
- (2) まちなか再生の観点から、事業実施に係る実質的成果が期待できるものであること。
- (3) 市町村とまちなか再生支援専門家との連携を円滑に行う体制の整備等、効果的に実施されるような仕組みを有するものであること。
- (4) 市町村が継続的なまちなか再生を推進するために行うものであること。

- (5) 国、独立行政法人、地方独立行政法人及び当財団以外の他の公益法人から補助対象業務に係る補助金等を受けないものであること。

※当事業の趣旨から、以下のような内容については、採択の可能性が低いものとお考え下さい。

- ・市町村の中心となる地区以外の事業。
- ・まちなか再生の主体となる組織、市町村の体制が整っていない事業。
- ・まちなか再生支援専門家に求める課題が明瞭でない事業。
- ・関係者向け勉強会に留まる事業及び単なる調査事業、研究事業、イベント事業など、実質的、継続的でない事業。
- ・他の団体（当該県・市町村は除く）等から類似の補助金等を受けている事業。類似の補助金等とは補助対象区域内において、専門家派遣の支援が含まれるものをいいます。

5 補助内容

- (1) 補助件数

6 市町村程度

- (2) 補助金

1 事業当たり 1 0 0 0 万円以内

- (3) 補助率

補助対象経費の 2 / 3 以内

- (4) 補助対象経費

まちなか再生支援専門家チームの個々の専門家との契約金額の総額

- (5) 補助対象期間

平成 2 2 年 4 月 1 日から平成 2 3 年 2 月 2 0 日

- (6) 継続補助

継続補助を前提としない

※市町村負担となる補助率 2 / 3 以外の部分について、市町村の予算措置が必要です。

※市町村とまちなか再生支援専門家との契約に対して補助します。市町村以外とまちなか再生支援専門家との契約は補助対象外です。

※継続補助を前提としませんが、当該事業の来年度予算状況により、実質的成果があり、必要と認められる場合は、継続補助が認められることもあります。

6 申請方法

- (1) 申請手続

補助金の交付を受けようとする市町村は、下記①～③の書類等を財団に直接提出してください。

- ① まちなか再生総合プロデュース事業補助金交付申請書(様式第 1 号)
- ② まちなか再生総合プロデュース事業調書(様式第 2 号)
- ③ その他参考となる資料

※上記書類等を提出後、その旨都道府県への報告を行ってください(政令指定都市は除く。)
※申請様式は、地域総合整備財団ホームページ (<http://www.furusato-zaidan.or.jp/>) または、まちなか再生ポータルサイト (<http://www.machinakasaisei.jp/>) よりダウンロードできます。
※様式各号については電子データ(メール添付可)での提出も併せてお願いいたします。
※その他参考となる資料として、様式第2号を補足する報告書・計画書・パンフレットに併せて市町村の総合計画、都市マスタープラン、統計書を添付して下さい。
※財団にまちなか再生支援専門家のコーディネートを求めない場合は、プロデューサー等専門家候補の経歴・過去の実績等詳細が解るものを別紙添付して下さい。

(2) 申請書提出期限

平成22年2月19日(金) 財団必着

(3) 審査結果通知(内示)

財団は、申請書の提出があったときは、原則として財団に設置する「まちなか再生支援協力委員会」の検討を受けて、補助金の交付が適当であるか否かを審査を行い、その結果を通知します。

なお、必要に応じて現地調査または関係者の来団面接を行います。

※来団面接の費用は市町村負担とします。

7 その後の手続

(1) コーディネートしたまちなか再生支援専門家に関する情報提供

財団は、内示を受けた市町村に対し、まちなか再生支援専門家の情報提供を行います。

※財団にまちなか再生支援専門家のコーディネートを求めない場合は行いません。
※市町村からヒアリングの上で申請事業内容に即した複数の専門家情報を提供します。
※市町村は、情報提供した専門家の中から適切にまちなか再生支援専門家を決定します。

(2) まちなか再生支援専門家との契約

市町村はまちなか再生支援専門家と交渉し、合意した上で契約を交わします。財団は、必要に応じて契約締結の支援を行います。

※まちなか再生支援専門家チームの個々の専門家各名(各社)との間で直接契約するのか、まちなか再生プロデューサー1名(1社)と契約し、まちなか再生支援専門家チームを構成する専門家はまちなか再生プロデューサーとの間で間接的に契約するのかは、市町村の判断に委ねます。
※まちなか再生プロデューサーは事業期間を通じた委託契約が求められますが、まちなか再生支援専門家チームの個々の専門家については、期間や回数を限定した契約、市町村等が運営する委員会の委員への委嘱契約等も可能です(ただし、財団が不適当としたものは除く)。
※契約の書式は自由とします。
※財団は契約に関する費用を負担しません。

(3) 交付決定

財団は、市町村がまちなか再生支援専門家との契約内容について合意に至り、業務委託等契約書案の提出があったときは、審査し、適当と認められる場合には交付決定を行い、補助金交付決定通知書により申請市町村に通知します。

※原則として、業務委託等契約書案と実際に締結した業務委託等契約書が異なる場合は、交付決定を取り消します。

(4) モニタリング（現地委員会）

財団は、補助市町村が実施するまちなか再生事業のモニタリングを行うに当たり、必要に応じて現地で委員会を開催します。

※委員会会場の準備、現地視察の実施を市町村に協力していただきます。

※まちなか再生支援協力委員の旅費・宿泊費等の費用については財団が負担します。

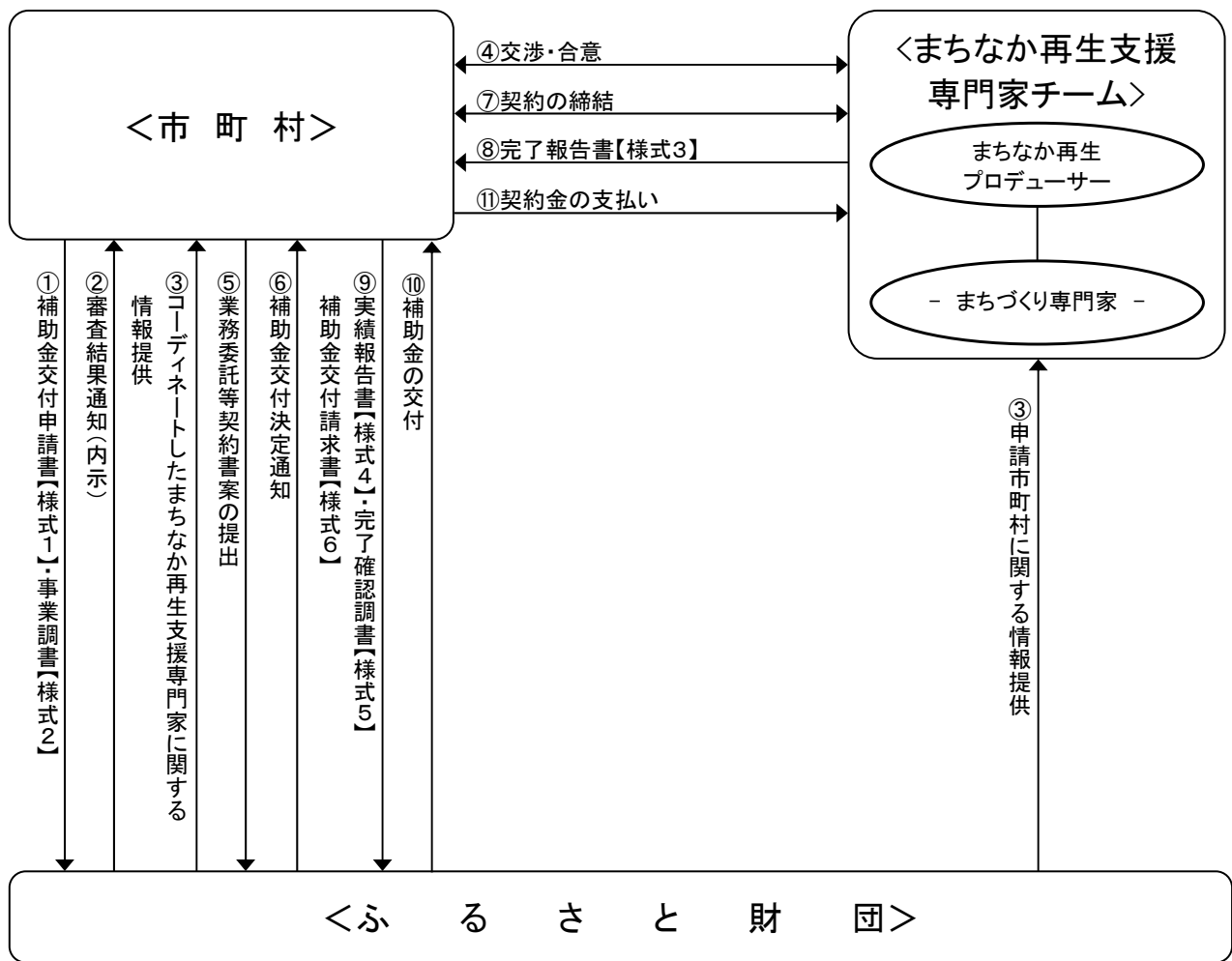
(5) レビュー（実績報告会）

財団は、補助市町村が実施するまちなか再生事業のレビューを行うに当たり、実績報告会を東京で開催します。

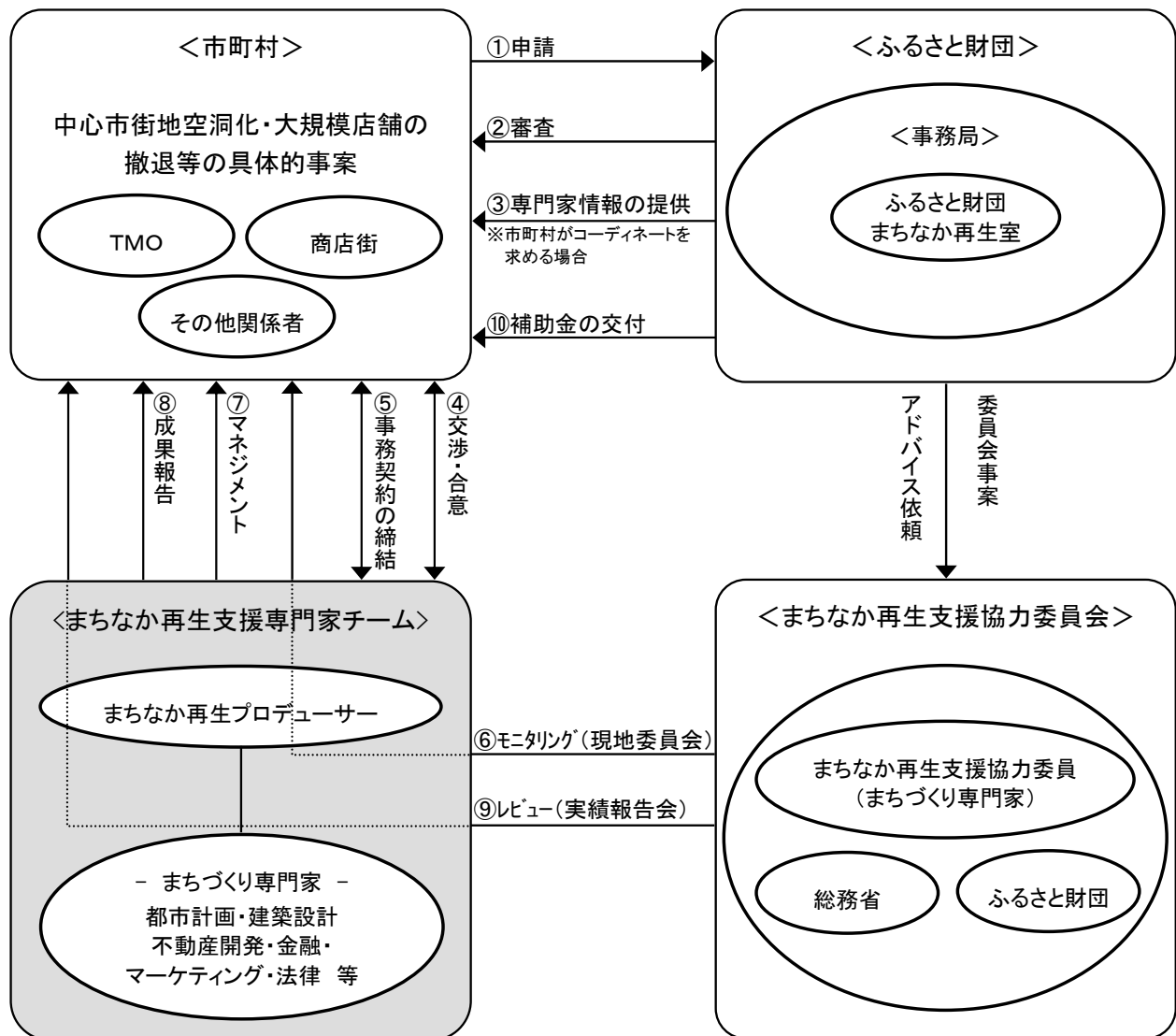
※まちなか再生プロデューサーと市町村担当者が出席のうえ報告していただきます。

※会場までの旅費・宿泊費については、まちなか再生プロデューサーと市町村担当者各1名につき財団が負担します。

○手続きフロー



○事業概念図



問合せ先 : (財)地域総合整備財団<ふるさと財団>振興部振興課
 (tel) 03-3263-5758 / (fax) 03-3263-7423
 URL : <http://www.furusato-zaidan.or.jp/>
 : <http://www.machinakasaisei.jp/>